

## 産業廃棄物処分業許可証

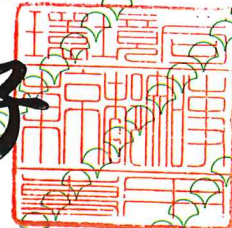
住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

氏名 株式会社リスト  
代表取締役 遠藤 重雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年10月17日

許可の有効年月日 令和10年10月16日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおり）

焼却： 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び  
陶磁器くず、動物の死体 (以上13種類)破碎： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンク  
リートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上6種類)圧縮・梱包： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・  
コンクリートくず及び陶磁器くず (以上7種類)

## 2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおり）

(1) 施設所在地：東京都国立市泉一丁目8番3

(2) 施設所在地：東京都国立市泉一丁目10番9（第2工場）

## 3 許可の条件

(1) 破碎施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 15年 10月 17日 新規許可

令和 5年 10月 17日 更新許可 第4回

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

(裏面あり)

(裏面)

許可番号 第13-20-017058号

2. 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都国立市泉一丁目8番3

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
焼却	汚泥	— t/日	48.0 t/日	平成15年10月10日	産施 第10005号	平成14年4月30日
	廃油	— t/日				
	廃酸	— t/日				
	廃アルカリ	— t/日				
	廃プラスチック類	— t/日				
	紙くず	— t/日				
	木くず	— t/日				
	繊維くず	— t/日				
	動植物性残さ	— t/日				
	動物系固形不要物	— t/日				
	金属くず (他の種類との複合物及 び医療系廃棄物に限る。)	— t/日				
	ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器くず (他の種類との複合物及 び医療系廃棄物に限る。)	— t/日				
	動物の死体	— t/日				
破碎	廃プラスチック類	34.6 t/日	52.6 t/日	平成15年10月10日	産施 第10006号	平成14年4月30日
	紙くず	38.4 t/日				
	木くず	73.4 t/日				
	繊維くず	34.6 t/日				
	金属くず	54.7 t/日				
ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器くず	194.9 t/日					
破碎	廃プラスチック類、金属 くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器 くずの混合物 (水銀使用 製品産業廃棄物 (廃蛍光 ランプに限る。))	2.0 t/日	—	平成23年6月2日	—	—

(2) 施設所在地：東京都国立市泉一丁目10番9 (第2工場)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
圧縮・梱包	廃プラスチック類	319.2 t/日	256.8 t/日	平成24年12月29日	—	—
	紙くず	297.6 t/日				
	木くず	— t/日				
	繊維くず	117.6 t/日				
	ゴムくず	472.8 t/日				
	金属くず	1,024.8 t/日				
	ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器くず	— t/日				

(以下余白)